

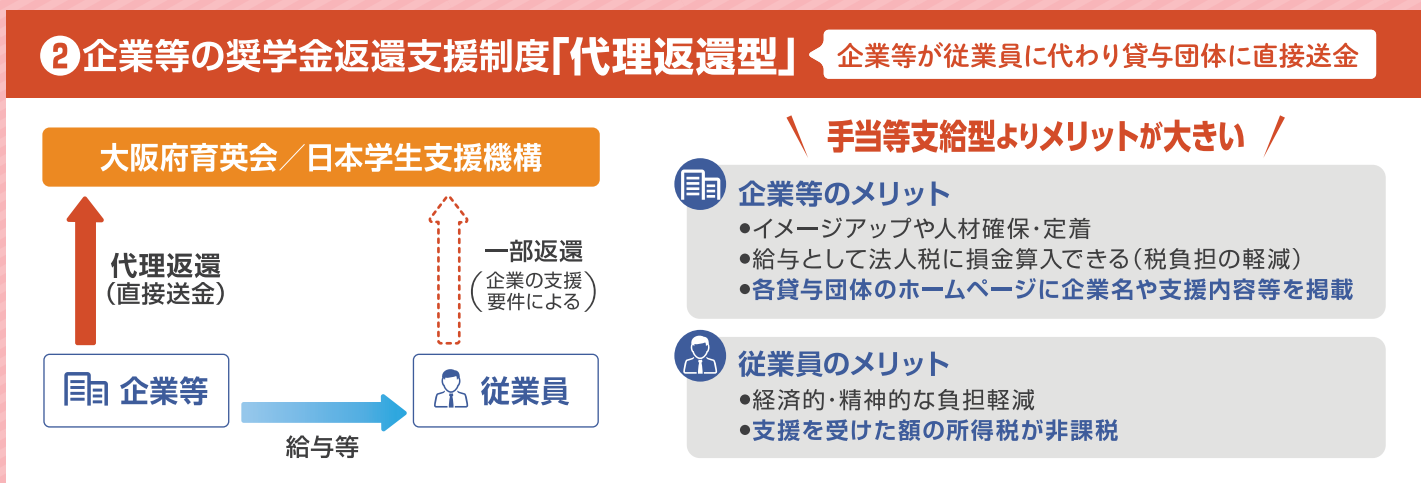
中小企業等のみなさま

奨学金返還支援制度を導入しませんか？

企業等の奨学金返還支援制度とは？

企業等が貸与型の奨学金を受けていた従業員に対して、返還額の全部または一部を金銭的に支援するものです。支援の方法は下記の2パターンですが、いずれも制度を導入することで、**企業等のイメージアップや福利厚生**の充実が図られ、**人材確保・定着につながります。**

- 1 奨学金を返還している従業員に対し、手当等として給料に上乗せして支給 ▶ **手当等支給型**
- 2 上乗せ分を、企業等が従業員に代わり奨学金を貸与している団体に直接送金 ▶ **代理返還型**



代理返還制度について、詳しくは各貸与団体のホームページでご確認いただくか、直接お問い合わせください。

■公益財団法人 大阪府育英会 <https://www.fu-ikuei.or.jp/dairihenkan/>

■独立行政法人 日本学生支援機構 <https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kigyoshien/index.html>

大阪府では、奨学金返還支援制度を新たに導入した事業者に支援金を支給する事業を実施します。

申請期間等は裏面をご確認ください▶

大阪府では、奨学金を返還しながら働く若者の負担を軽減するとともに、府内中小企業等における人材確保・定着につなげるため、奨学金返還支援制度の導入を支援します。

制度導入に係る負担軽減を図るため、制度導入企業に支援金最大50万円を支給します。

本支援金のポイント

ポイント 1 本支援金は、事業者が奨学金返還支援制度を導入する費用等の負担軽減のために実施するものです！事業者が奨学金返還支援制度を運用していくランニングコストを補助するものではありません。

ポイント 2 本支援金は、奨学金返還支援制度を導入したという事業者に、定額で支給します。支援金の申請にあたり、奨学金を借りている従業員の有無は関係ありません。

ポイント 3 奨学金返還支援制度の支援内容（金額、期間、条件等）は、事業者が自由に設定できます。事業者名や支援内容等を大阪府ホームページに掲載しますので、継続的に実施できるよう内容をご確認ください。

主な支給要件

- ①大阪府の区域内に本店又は事業所があり、かつ、その事業所において雇用保険被保険者である従業員等を1名以上雇用していること
 - ②府育英会から貸与された奨学金を対象とする奨学金返還支援制度を導入していること
 - ③申請日から起算して5年以内に雇用保険被保険者である従業員等を雇い入れる意思がある、又は、奨学金返還支援制度の対象となる従業員等が1名以上いること
 - ④今回導入した奨学金返還支援制度について、支給決定日から5年以上制度を継続すること
- ※申請にあたり上記以外にも要件があります。詳細は募集要項を必ずご確認ください。

支援金額

（支援金支給の対象となる導入時期については、募集要項をご確認ください）

大阪府育英会（高校等）の奨学金を対象にした返還支援制度を新たに導入した場合 **30万円/社（定額）**



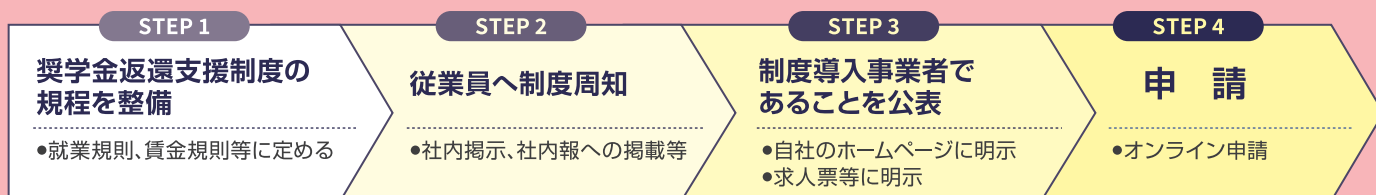
大阪府育英会に加え、日本学生支援機構（大学等）の奨学金を対象にした制度を新たに導入した場合 **加算金20万円/社（定額）**

申請期間

第1期：令和6年4月16日（火）～令和6年5月31日（金）
第2期：令和6年8月20日（火）～令和6年9月30日（月）

※予算上限に達した場合は、その時点で受付を中止します。

申請フロー



支給要件、申請手続き等の詳細は、ホームページに記載する募集要項でご確認ください。
（ホームページは、右の二次元バーコードまたはURLから） <https://osaka-syogakukinhenkan.jp>

お問合せ 大阪府奨学金返還支援制度導入促進支援金事務局 TEL:06-4792-9010

